

## 令和3年度 定時社員総会時の質問と回答

### ■頂戴したご質問

PTA 会員ではない方が、安全互助会に加入せずに PTA 活動に参加しケガをした場合、安全互助会では保障対象にならない。PTA の平等の理念の下、PTA 非加入の方を保障対象にする方法があるか。

### ■ご回答

以下の対応方法をご検討ください。

1	PTA 非加入の方に対し、安全互助会の加入を推奨する	PTA 会員でなくてもその PTA の属する学校に在籍する園児、児童、生徒であれば、安全互助会に加入することができます。 そのためには、 <u>PTA 非加入の方に対し、「加入する大切さ」と「加入しない場合のリスク」をお伝えし</u> 、 <u>共済の制度内容について、適切に重要な事項をお知らせください。</u> 充分ご理解いただいた上で、ご判断頂くようお願いください。  <u>※上記の場合でも あくまで PTA の総意として PTA 非加入の個々の方に対して取り組むことが前提となります。</u>
2	PTA の総意として、PTA の加入・非加入に関わらず全員加入する	上記の他、PTA の予算として、PTA 非加入の園児、児童、生徒への保障を提供することを <u>PTA 総会で決議</u> された際は、その人数を会員総数に加算して申込みいただくことができます。 その際は、 <u>PTA 非加入の方に互助会加入の同意を得た上で</u> 、あくまで <u>PTA の総意として取り組むこと</u> をお取り計らいください。

もし、PTA 非加入の方に加入の意思や認識がなく、PTA としての総意(PTA 総会等)を得ず、一部の方の判断で手続きをすると、会員相互の公平性が欠けることとなり、共済掛金の割引きや特別な利益の提供等、法律上の禁止行為に該当する可能性がありますのでご注意ください。

※PTA等共済法第8条及び施行規則第12条の五において、掛金の割引、特別な利益の提供は禁止されています。

単位PTAは、共済契約者として、加入する方の人数を正しく通知しなければならず、加入者名簿を作成し、いつでも開示できるようにして頂く必要があります。

PTA等共済法の下で公正かつ健全な相互扶助を実現するために、充分ご理解の上、適宜ご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、様式-2-A及び様式-2-Bは、PTA活動にご協力いただけるPTA会員以外の卒業生の保護者の方や地域の方、講演会の講師の方が対象のものであるため、PTA非加入のものではありません。